

業務提携にかかる覚書

一般社団法人日本建築まちづくり適正機構と一般社団法人リファイニング建築・都市再生協会とは、下記の内容にて提携し、ここに覚書を交わす。

(提携内容)

第1条 提携内容は次の通りとする。

- ① 双方の団体の活動内容を会員へ紹介する。
 - ② 双方の団体をホームページ等に提携団体として記載する。
 - ③ その他、適宜必要に応じて、講演会、見学等の共催イベントを行う。
- 2 双方の活動内容の紹介やホームページへの掲載、イベント等の具体的な内容・方法などは、必要に応じて協議により定める。

(情報提供)

第2条 双方の団体は、前条の活動のために必要な情報を交換する。ただし、この情報には「個人情報保護法」に定める個人情報は含めないものとする。

(情報の取扱い)

第3条 双方の団体は、前条の情報の取扱いについて次の通り同意する。

- ① 相手から入手した情報を本覚書の目的以外に利用しない。
- ② 相手から入手した情報を第三者に開示もしくは漏洩しない。

(協議)

第4条 本覚書、提携内容などについて疑義がある場合は、双方の団体の協議により解決するものとする。

(期間)

第5条 本覚書の有効期間は調印後1年間とする。有効期間の期日までに申し出が無い場合は更に1年間を有効期間として更新し、その後も同様とする。

提携の証として本覚書を2通作成し、各々記名捺印のうえ各1通を保管する。

2021年2月1日

東京都中央区日本橋堀留町1-11-4

一般社団法人日本建築まちづくり適正支援機構

代表理事 連 健夫 印



東京都渋谷区広尾5-9-9-201

一般社団法人リファイニング建築・都市再生協会

代表理事 青木 茂 印

